

平成22年3月17日

所得税における所得控除と税額控除のあり方について

- 平成21年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

〔 特 別 委 員 〕

(会 長) 金 子 宏
(会長代理) 品 川 芳 宣
青 山 伸 悦
阿 部 泰 久
岩 崎 慶 市
岩 本 俊 雄
潮 田 道 夫
瀬 戸 実
田 近 栄 治
中 里 実
成 道 秀 雄
星 野 厚 志
丸 山 淳 一
水 野 忠 恒
弥 永 真 生
山 田 二 郎
若 林 勝 三

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長) 小 池 正 明
(同副委員長) 牧 野 正 高
井 寺 洪 太
上 西 左大信
川 島 雅
山 田 俊 一

目 次

はじめに	1
所得控除の意義と問題点	1
1．所得控除の意義	1
2．所得控除の問題点	2
税額控除の意義と問題点	2
1．税額控除の意義	2
2．税額控除の問題点	2
個別所得控除項目のあり方	3
1．人的控除のあり方	3
2．その他の所得控除のあり方	5
所得税における控除制度のあり方	7
1．所得控除制度の整理・合理化の考え方	7
2．個人住民税における控除制度のあり方	8
3．税制と社会保障制度の関係	8
4．給付付き税額控除制度の導入の課題	9
おわりに	9

はじめに

わが国の財政状況の著しい悪化と社会構造の変化による世代間の格差の拡大に対処するため、「平成 22 年度税制改正大綱」(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)は、個人所得課税について、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」を標榜し、所得再分配機能を回復させるとともに、税制と社会保障制度の一体化の方向を示している。

当審議会は、平成 21 年 10 月 26 日付日連 21 第 800 号をもって諮問のあった「所得税における所得控除と税額控除のあり方について」の審議に当たり、上記の税制改正の動向も踏まえ、個人所得課税における控除制度の問題点と見直しの方向を検討した。

所得控除制度の見直しに際しては、税制と社会保障制度等との役割分担を明確にし、税制として措置すべき控除と他の制度で手当すべき項目を区分した上で、複雑化した現行制度を整理合理化すべきである、というのが当審議会の基本的認識である。本答申は、こうした認識の下に総会 6 回、専門委員会 8 回を開催し、検討した結果をとりまとめたものである。

所得控除の意義と問題点

1. 所得控除の意義

所得税法では、課税標準となる総所得金額等を算出した後に、所得控除を適用して課税総所得金額等を求め、これに税率を乗じて所得税額を算出することとされている。所得控除は、税額を算出する前の段階で適用するため、その趣旨・目的は異なるが、税制上の効果は、各種所得金額の計算における必要経費の控除に類似している。

現行の所得控除には、いわゆる基礎的な人的控除として基礎控除、配偶者控除及び扶養控除があり、特別な人的控除として配偶者特別控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除及び勤労学生控除が措置されている。このほか社会保険料控除、医療費控除、寄附金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、雑損控除及び小規模企業共済等掛金控除が設けられており、控除項目は 15 種類にのぼっている。

また、配偶者控除における老人控除対象配偶者、扶養控除における特定扶養親族や老人扶養親族、さらに、同居特別障害者、同居老親等、特別寡婦など 8 種類の加算・割増し措置が講じられている。

納税者の個人的支出は、税制上は考慮しないことが原則であるが、最低生活費部分は担税力を有しないと考えられる。現行の所得税法は、上記のとおり多種多様な所得控除の項目を設けているが、そのことにより、納税者の個別の事情を斟酌した上で、最低生活費を考慮した税制が構築され、担税力に応じた課税が行われている。

現行の制度では、課税所得の金額が所得控除の合計額以下であれば、その者には所得税額が算出されず、申告等の手続も不要とされている。このため、所得控除制度は、課税の有無についての分岐点を示すとともに、納税者の事務負担を軽減する効果を有している。また、所得控除制度によって申告を行う者の数を一定数以下に抑制することが可能となり、

税務行政の面からみれば、徴税コストの削減に寄与している。

2. 所得控除の問題点

現行の所得控除の項目は、それぞれについて相応の目的をもって導入されたものであり、納税者個々の担税力に配慮したものであるが、相当に複雑多岐な制度となっている。このため、税制の簡素化に反するとともに、課税ベースが浸食され、所得税の財源調達機能が低下する一因となっている。また、超過累進税率を採用する所得税において、所得控除は、高所得者の税負担を軽減する効果が大きい。このため、所得再分配に支障を来しているという指摘もある。

所得控除のうち基礎控除等の人的控除は、課税最低限を規律するためのものであるが、障害者控除や寡婦控除などは、社会福祉の観点からの人的控除であると考えられる。また、社会保険料控除は、相互扶助的な機能を有する社会保険制度の下で、保険料の納付が強制されていることを考慮したものであり、生命保険料控除や寄附金控除等は、一定の政策目的をもった控除であると位置付けることができる。このように、趣旨・性格を異にする控除項目が混在しており、結果として制度の複雑化を招いている。

また、所得税と個人住民税は、それぞれ課税目的が異なるため、所得控除の額に差異があるのは当然という見方があるが、課税標準額が異なることに納税者の理解が得られていないとはいえず、税制の簡素化の観点からも問題があると考えられる。

税額控除の意義と問題点

1. 税額控除の意義

所得税法に規定されている税額控除は、配当控除と外国税額控除であり、これらは、二重課税を調整するための課税技術上の措置である。所得の多寡に関わらず一律に税負担を軽減する税額控除は、所得税の本法にはなく、政策税制としての住宅取得に係る借入金等がある場合の特別控除など、租税特別措置法にいくつかの制度が置かれている。

税額控除の場合には、高所得者ほど軽減額が大きいという所得控除の問題点が解消されるため、所得控除に比べて所得再分配がより促進されると考えられる。また、控除額が画一的であるため、納税者からみれば、税負担の軽減度合や税制による支援額が明瞭になるというメリットがある。

2. 税額控除の問題点

現行の所得税における控除制度は、所得控除を中心として構築されているため、現状では税額控除に関しての法制面や実務面からの問題点は少ない。

今後の税制として、仮に所得控除から税額控除に移行した場合には、次のような問題を想起することができる。

税額を算出した後に適用する税額控除の仕組みからみると、一定の所得以下の者を課

税対象外とするという現行制度の考え方を維持するとすれば、課税最低限を規律することが困難になるおそれがある。

税額控除によって課税最低限を定めた場合には、その控除額が所得金額に換算していくらになるかが分かりにくくなるという問題が生じる。

税額の有無を申告要否の判定基準とした場合には、申告件数が増加することになる。その結果、徴税コストが増大するとともに、納税者と税務当局の双方において事務負担が増加するおそれがある。

税額控除の適用もれや無申告者に対しては、税務署長による減額更正等の処分を要することになり、税務当局の事務負担が増加するおそれがある。

今後の所得税制において、税額控除を拡充する場合には、これらの問題に留意する必要がある。

個別所得控除項目のあり方

現行制度の問題点を踏まえ、複雑化した所得控除制度を簡素化するとともに、所得税の再分配機能を回復させるという観点から、まず、現行の個別の控除項目について検討すると、以下のとおりである。

1. 人的控除のあり方

(1) 基礎控除

現行の制度において、基礎控除は、配偶者控除や扶養控除等とともに課税最低限を規律する役割を果たしている。所得税に所得再分配機能が求められるとしても、生存権を保障する憲法 25 条の要請からみると、個人の最低生活費部分は課税の対象外とする必要がある。したがって、現行の基礎控除の水準の適否は別として、所得税制における基本的な控除としての基礎控除は、所得控除として存置する必要がある。

所得税制の見直しに際し、基礎控除以外の所得控除について、整理、縮小、廃止又は税額控除に移行した場合には、所得控除額を基に算定している現行の課税最低限が引き下げられることになる。その場合には、適切な基礎控除額を設定することによって最低生活費部分に課税が及ばないように措置する必要がある。

なお、課税最低限に関し、給与所得者の場合には、給与所得控除額を課税最低限に含めるとする考え方があるが、給与所得控除は、概算経費控除や他の所得との負担の調整等を目的としたものであり、所得控除とは異質のものである。事業所得者等との比較において、給与所得控除額を課税最低限の額に算入することは適切ではない。

(2) 配偶者控除

消費生活を共にする配偶者は、納税者本人の担税力の減殺要因になるという観点からは、基礎的な人的控除である配偶者控除を所得控除として存置すべきことになる。

しかしながら、現行の配偶者控除について、制度面からみると、配偶者に一定の所得が

ある場合に、配偶者自身に基礎控除を適用し、なおかつ、納税者本人に配偶者控除を適用すると、結果として二重控除となり、片稼ぎ所帯との間で課税上の不均衡が生じるという問題がある。また、配偶者の就労方法を定めるに際して、納税者本人の税負担を考慮することが多く、税法上の控除対象配偶者である場合に配偶者手当を支給するという給与規程を定めている企業も少なくない。これらの実態からみると、配偶者控除は、就労に対する中立性を阻害しているとみることができる。

これらの問題を解消するためには、配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止することが適当であるが、税制における配偶者の位置付けについては、様々な考え方があり、現行の配偶者控除を維持すべきであるという意見も少なくない。所得控除として存置することが適切かどうかについては、課税単位のあり方や夫婦財産制の問題のほか、事業所得者における専従者給与制度のあり方等を含めて、さらに検討を加える必要がある。

なお、配偶者控除の額を引き下げて、基礎控除の額を引き上げることとすれば、前述した基礎控除と配偶者控除の二重控除の問題は相対的に解消される。配偶者控除を所得控除として存置する場合には、その額を基礎控除の額より下回る水準とすることを検討すべきである。

(3) 扶養控除

扶養親族の数が増えれば、生計費も増加するのが一般的であり、納税者本人の担税力を減殺することになる。したがって、扶養控除については、課税最低限を算定するための基礎的な人的控除として、所得控除制度を維持することが適当である。

扶養控除の対象となる者を見ると、幼児、年少者、学生、未就労の成年のほか、老人も含まれるなど、極めて多様である。このため、扶養控除の適用に際して、これらの者を一律に取り扱うべきかどうかの問題となる。

このうち、幼児及び年少者に関して、平成 22 年度から導入される「子ども手当」は、税制とは関係しない財政支援措置であるが、同手当の支給対象となった者について扶養控除を適用しないこととしたのは、適切な措置であると考えられる。ただし、同手当は、税制と社会保障制度との関係を整理した上で導入されたものではない。これらの者に対する税制上の措置については、同手当が適切な制度であるかどうかを含めて、さらに検討する必要がある。

扶養親族のうち学生の年齢にある者については、教育費の負担を考慮した特定扶養控除が措置されているが、現行の制度は、年齢を基準として適否を判定することとされており、控除の対象となる者が学生であるとは限らない。制度の趣旨・目的と実態との間に齟齬をきたしているため、特定扶養控除は廃止することとし、教育費支援を必要とする場合には、財政支出により対応することが適当である。

なお、平成 22 年度税制改正では、いわゆる高校の実質無償化に対応するため、特定扶養控除が縮小される予定である。ただし、年齢を基準とした縮減措置であり、その対象者が学生（高校生）であるとは限らないことからみると、適切な措置とはいえない。

このほか、未就労の成年については、就労が困難であると認められる者を除き、一定の

年齢要件を付すなど、扶養控除の適用に制限を講じることが適当である。また、老人扶養親族に関しては、医療や社会保障における公的な支援・扶助制度が徐々に充実しつつあること、一定の年齢以上の者には老齢年金が支給されていることなどからみて、扶養控除の対象から除外することを検討すべきである。

なお、控除対象扶養親族に一定額の所得がある場合には、その親族と納税者本人を通じて配偶者控除で指摘したことと同様の二重控除の問題が生じている。扶養控除の額については、基礎控除の額を下回る水準とし、二重控除の問題を解消する必要がある。

(4) 特別な人的控除

障害者控除、寡婦控除及び寡夫控除などの特別な人的控除は、適用対象者の生活費が通常の者より多額になることが考慮された制度であり、社会保障の観点からの税制上の措置である。しかしながら、これらの者の生活費が所得の額に比例して増加するとは考えにくい。したがって、社会保障制度として適切な財政支援措置を講じた上で、これらの所得控除を廃止すべきであるが、仮に税制で措置する場合であっても、所得の多寡にかかわらず控除額が一定となる税額控除とすることが適当である。

なお、勤労学生控除については、その趣旨や導入の経緯からみて、制度そのものの意義が薄れていると考えられる。同控除は、廃止することが適当である。

2. その他の所得控除のあり方

(1) 社会保険料控除

社会保険料は、保険制度の種類に応じて差異があるが、その納付が強制されているものがほとんどである。保険料の負担者からみれば、税に類似したものであり、その負担は担税力の減殺要因とみることができる。こうした観点から、負担した保険料の全額について所得控除を認めているものと解される。

現行の社会保険制度をみると、老後の生活保障等を目的とした年金保険制度、医療費を補てんするための健康保険(医療保険)制度、介護サービスを受けるための介護保険制度、失業の際のセーフティーネットとしての雇用保険制度など、その目的・内容は様々である。

これらのうち健康保険は、保険料を負担することによって医療費が軽減され、介護サービスや失業手当については、その給付による利益に所得税の課税はない。また、健康保険等は、その者の負担能力に応じて保険料の額が算定されているため、その支払額に所得控除を適用すると、高所得者ほど保険料の実質的な負担が軽減されることになる。これらを勘案すると、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料についての社会保険料控除は、廃止又は控除額に上限を設ける等の措置を講じることが適当である。

一方、年金保険の場合には、年金の受給時に公的年金に係る所得として課税対象となる。したがって、年金保険料については、現行の所得控除制度を維持すべきである。

この点に関し、課税対象となる年金所得の計算は、本来であれば、収入金額から既に支払った保険料の額を控除する方法によるべきであるが、課税の簡便性と保険料の納付を促進させる観点から、支払時に所得控除を適用する現行制度であっても問題はないと考えら

れる。ただし、支払時に所得控除を適用した上で、受給時に公的年金等控除を適用すると、二重控除になることは明らかである。現行の公的年金等控除制度は廃止又は縮小すべきである。

同じ年金保険であっても、厚生年金基金や国民年金基金等は、保険料負担者の貯蓄の性格を有している。国民の老後保障に対する自助努力を促すとともに、制度の促進のために税制上の措置が必要であるとしても、保険料の全額に社会保険料控除を適用することは適当ではない。一定額以下の保険料について所得控除又は税額控除とするなどの措置を検討すべきである。

なお、上記の健康保険、介護保険及び雇用保険については、保険料の負担と保険利益が対応しているわけではなく、実質的には相互扶助又は世代間扶養が行われているとみることができるといえる。こうした観点から、現行どおり保険料の全額に所得控除を認めるべきであるという意見もあった。

(2) 医療費控除

多額の医療費の支出は、その者の担税力の減殺要因になるという考え方から医療費控除が措置されている。しかしながら、現行の医療費の本人負担の状況(原則として3割負担)や高額医療費の還付制度等を勘案すれば、所得控除として存置する意義は薄れていると考えられる。したがって、医療費控除は、廃止することが適当である。

なお、一定額までの「通常の医療費」は、個人的支出に属するものであり、税制上の措置は要しないと考えられるが、保険制度によってもカバーできないような多額の医療費を支出せざるを得ない場合もあり得る。担税力を減殺するような医療費の支出については、税制上の措置を講じるべきであるという見方もあるが、医療費控除を存置する場合であっても、「通常の医療費」部分を課税対象とするため、足切り限度額(現行10万円)を引き上げるべきである。

(3) 寄附金控除

寄附金の支出は、個人の消費に属するものであり、その限りでは、高所得者を優遇する現行の寄附金控除は廃止すべきということになる。

しかしながら、教育、文化、福祉等のための寄附を促進させ、民間における寄附文化の醸成を図るためには、税制としてのインセンティブを与える必要がある。また、所得控除の対象となる寄附は、国、地方公共団体、特定公益増進法人、一定の認定NPO法人などに限られていることなどからみると、所得控除としての寄附金控除を存置することが適当である。

また、一層の公益の増進を図るため、政党等に対する寄附金の取扱いと同様に、所得控除と税額控除との選択制とすることも検討すべきである。

なお、個人住民税においては、いわゆる「ふるさと納税」が措置されている。同制度は、支出先についての納税者の意思を尊重するといった観点からはそれなりの意義を有すると考えられるが、負担分任を原則とする地方税の考え方からみると、必ずしも適切な制度ではない。

(4) 生命保険料控除

生命保険料控除は、自助努力による生活上のリスク回避や生活保障を税制面から支援するための措置であるが、生命保険等の普及状況からみれば、税制としての役割は終えていると考えられる。同控除は廃止すべきである。

ただし、個人年金保険については、その加入率が高くないこと、公的年金問題に対する自助努力を考慮する必要があることから、当分の間、現行制度を存置するか、保険料の一定額について税額控除制度とすることを検討すべきである。また、平成 22 年度税制改正で創設される介護医療保険に係る保険料についても、今後の介護問題を支援するため、同様の措置を講じることが適当である。

(5) 地震保険料控除

地震保険料控除は、平成 18 年度の税制改正において、従前の損害保険料控除を改組し、新設されたものである。国民の自助努力による地震災害への備えを普及させるためには必要な措置であり、現行の制度を存置するとともに、保険加入を促進させるため、税額控除制度とすることも検討すべきである。

(6) 雑損控除

雑損控除は、個人の有する資産について、災害、盗難又は横領により損失が生じた場合の税制上の救済措置である。これらの損失が震災等により多額にのぼる場合には、損害保険によっても補てんできないことが多い。税制による救済効果には限界があるが、その損失が担税力を減殺させることは明らかであり、現行制度を存置することが適当である。

(7) 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金控除は、小規模な企業の廃業や役員の退職等があった場合の事業主の生活支援等を目的とした共済制度に基づくものである。小規模企業の相互扶助の意味合いがあること、また、中小企業退職金共済制度に係る掛金の全額が必要経費とされていることからみて、現行制度を存置することが適当である。

所得税における控除制度のあり方

所得税における控除制度について、上記の個別項目の検討を踏まえ、そのあり方をまとめると、以下のとおりである。

1. 所得控除制度の整理・合理化の考え方

所得控除制度が過度に拡充された結果、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下する一因となったことは、前述したとおりである。また、超過累進税率の下で高所得者に有利に作用する所得控除制度が所得再分配の障害となっていることも前述したとおりである。これらの問題を改善するためには、所得税の控除制度を見直すことが重要な課題になる。

ただし、所得税の財源調達機能が低下し、所得再分配が適切に行えなくなったのは、所

所得控除制度が主たる原因ではなく、税率の引下げ・フラット化や多くの分離課税制度の導入などに基因していると考えられる。また、高所得者の場合には、所得控除によって負担税額の軽減度合が大きくなるが、一方で、課税所得に対する税負担も累進的に増加することになる。負担の軽減と増加とは表裏の関係にあり、いわゆる垂直的公平の観点からは、所得控除制度が不適切であるとはいえないことに留意する必要がある。

したがって、国民の経済格差を是正し、財政需要に応えるための所得税制を構築するためには、課税方式や税率構造のほか、給与所得控除制度などの改革がより重要であり、所得控除制度の見直しは、その一環として位置付けるべきである。

所得控除制度の整理合理化に当たっては、所得税制として基本的に必要なもの、政策的要請に基づくもの、補助金的な性格のもの、社会保障制度で手当すべきもの、社会的役割を終えているものなど、それぞれの目的や性格に応じ、所得控除として存置すべきもの、税額控除に移行すべきもの、廃止又は縮小すべきものに区分して見直すことが重要である。これを踏まえた個別の控除項目のあり方は前述したとおりである。

2．個人住民税における控除制度のあり方

所得を課税標準とする個人住民税においても所得控除の整理合理化が必要であると考えられるが、所得税と個人住民税の控除制度を同一にすべきかどうかという問題がある。

この点について、税制の簡素化の観点からは、所得税と個人住民税の課税方式は、可能な限り一致することが望ましいことになるが、一方で、個人住民税は負担分任の性格を有しており、また、地方財源の充実を図る必要があることからみると、個人住民税の課税ベースは広いことが望ましい。したがって、控除の項目及び控除の額について、所得税と個人住民税の間に一定の差異があることはやむを得ないと考えられる。

ただし、同一の性格を有する控除項目について、一方を所得控除とし、他方が税額控除となるような税制は、納税者の理解を得られず、執行上の混乱も生じかねない。控除の方式については、可能な限り統一を図るべきである。

3．税制と社会保障制度の関係

社会保障制度は、社会保険料の納付と社会保障を必要とする者への給付という二面性を有している。現行の税制に給付の機能はないが、税と保険料の納付が強制されているという点では共通する面がある。したがって、税制と社会保障制度を一体的に運用することは、事務の効率化が図られ、行政コストの削減にも寄与すると考えられる。

税制と社会保障制度の一体化について、両制度を同一の官庁が所掌し、税と社会保険料の徴収を一元化することは、行政組織の見直しによって可能となる。ただし、徴収と給付とは相反することであり、税制に社会保障給付の機能をどの程度まで取り込むかが問題となる。

現行の所得控除制度が複雑化したのは、税制と社会保障制度の役割分担を明確にしてこなかったことに基因していると考えられるが、一方で、異なる制度を組み合わせることに

よって政策の実現が容易になることがある。したがって、税制が社会保障の役割を担うことも一定の範囲で必要であるが、税制上の措置とする場合には、社会保障支援としての税制であることが明示される仕組みとすべきである。

このような観点からは、例えば、障害者控除や寡婦控除等については、社会保障給付とすべきであり、仮に税制で措置するとしても、支援額が明確になる税額控除に移行することが適当ということになる。また、税制と社会保障制度の役割分担を明瞭化し、税と社会保険料は異なる制度に対する負担であることを明確にするためには、健康保険料等に係る社会保険料控除を廃止することが適当ということになる。

なお、社会保険料控除等の廃止や縮小により税負担が過度に増加する場合には、基礎控除等を引き上げることによって負担の調整を図る必要がある。

4. 給付付き税額控除制度の導入の課題

所得税における税額控除制度に関して、いわゆる給付付き税額控除制度の導入が課題となっている。

税制と社会保障制度の一体化の観点、所得税の所得再分配機能を強化する観点、また、未就労者や若年層に拡大しつつある格差の是正といった観点からは、所得控除から税額控除にシフトし、さらに給付付き税額控除とすることが有効であるといわれている。これらの施策を実現するために有意義な制度であれば、その導入を検討する必要がある。

給付付き税額控除制度について、既に導入されている諸外国の例をみると、低所得者の支援、就労を促進させるための雇用対策、少子化対策や子育ての支援、消費税の逆進性の緩和対策など、その趣旨・目的は様々である。また、その仕組みも一様ではなく、それぞれの国情に応じ、特定の政策を実現させる目的をもって導入されている。仮にわが国に給付付き税額控除制度を導入する場合には、その政策目的を明確にした上で、国民のコンセンサスを得る必要がある。

給付付き税額控除制度の導入に際しての課題は、適正な制度執行を担保する行政システムの構築にあると考えられる。この点について、「平成22年度税制改正大綱」は、所得を的確に捕捉するために「社会保障・税共通の番号制度」の導入を進めることとしている。番号制度の具体的な制度設計については現段階では明らかでないが、執行体制が不十分なまま給付付き税額控除制度を導入すると、不正申告・不正給付などの問題が生じるおそれがあることに留意する必要がある。

おわりに

経済のグローバル化の進展、人口減少と高齢化の急速な進行など、わが国の経済環境や社会構造は大きく変わりつつあるが、景気の低迷と企業の雇用形態の変化等を背景として経済格差が拡大し、固定化しつつあることが近年の特徴である。こうした状況下において、財源調達機能と所得再分配機能が低下した所得税制の改革が必要な時期にきており、過度に複雑

化した所得控除制度の見直しは重要な論点の一つである。

現行の所得控除制度について、個別の項目ごとの問題点と見直しの方向は、答申本文で述べたとおりであるが、控除項目の趣旨・性格に応じて、所得控除として存置すべきもの、廃止又は縮小すべきもの、税額控除に移行すべきものに区分した上で整理合理化を図るべきであるというのが当審議会の基本的な考え方である。これを踏まえ、扶養控除の簡素化、社会保険料控除の縮小、社会保障を目的とする所得控除の廃止又は税額控除への移行などを提言するものである。これを要約すれば、所得控除は、最低生活費を不課税とするための基礎的な人的控除に集約するということであり、現行制度の見直しによる課税最低限の引下げや税負担の過度の増加については、基礎控除等の引上げによって対処することが適当であるということである。

所得税の控除制度の見直しに当たって、いま一つの重要な視点は、税制と税制以外の制度との関係である。税制と社会保障制度の一体化について、税と保険料の徴収を一元的に行うことは、行政効率の向上に資すると考えられるが、それぞれの制度の役割分担を明確にし、その目的を実現するために相応しい仕組みを採用することが重要である。この点についても答申本文で触れたところであるが、税制に過重な社会保障機能を担わせると、税制の複雑化を招くとともに、非効率な制度になりかねないことに留意する必要がある。

なお、所得税の財源調達機能を回復させるためには、所得控除制度の整理合理化もさることながら、税率構造や分離課税制度などについての見直しがより重要であり、また、所得再分配に関して、所得控除制度は、税負担の面で高所得者に有利に作用するが、累進税率の下で高所得者は累進的に増加する税を負担していることにも配慮する必要がある。これらについても答申本文で述べたところであるが、改めて付言しておきたい。

財政状況が著しく逼迫する中で、わが国の税制において、所得税は最も重要な税目であることは言うまでもない。所得控除制度の見直しをはじめとして、抜本的な制度改革を行うことにより、基幹税としての本来の機能を発揮する所得税制が再構築されることを期待したい。